

## 平成20年度第23回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成21年3月5日(木) 午前10時00分～午前11時30分

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

#### 【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験(平成21年7月1日採用分:大学卒業程度(土木)、高校卒業程度(一般事務))の実施について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 現業職員の一般行政職への転任の承認について

議案第5号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第6号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第7号 平成20年(措)第2～第1, 156号事案に係る判定について

報告第1号 平成20年鳥取県職員採用試験(資格免許職(4回目)【保健師】)の第1次試験の実施状況について

#### 協議等事項

(1) 新職の設置について

(2) 全人連役員会の会議資料及びその概要について

(3) 職員団体からの要請について

### 5 会議の公開・非公開

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号及び協議等事項を非公開とした。

## 6 議 事

### (1) 議案第1号

平成21年度鳥取県職員採用試験（平成21年7月1日採用分：大学卒業程度（土木）、高校卒業程度（一般事務））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

##### ① 試験の概要

##### ア 募集職種・採用予定時期・採用予定者数

職種	採用予定時期	採用予定者数
土木	平成21年7月1日	2名程度
一般事務		3名程度

##### イ 受験対象者

平成21年7月1日から勤務可能な方

##### ウ 受験資格

##### (ア) 年齢

土木：昭和43年7月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

一般事務：昭和43年7月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

##### (イ) 国籍

外国籍の人は活動に制限のない在留資格を取得している人又は平成21年6月30日までに取得見込みの人に限り受験可能

##### ウ 試験日程

受付期間		3月13日（金）～3月30日（月）（消印有効） （インターネット受付：3月13日（金）0:00～3月30日（月）24:00）
第1次試験	試験日	4月19日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学工学部 米子会場：鳥取大学医学部
	試験種目	土木：教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、 論文試験、適性検査 一般事務：教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表	4月28日（火）（予定）
第2次試験	試験日	5月21日（木）～5月22日（金）（予定）
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験（集団討論、個別面接）
	採用候補者発表	6月2日（火）（予定）

（注） 第1次試験で実施する論（作）文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

##### ② 広報

平成21年3月6日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

### (2) 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(3) 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(4) 議案第4号

現業職員の一般行政職への転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

(5) 議案第5号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 規則及び通知の名称

【規則：改正】

- ・職員の任用に関する権限の委任に関する規則

【通知：改正】

- ・職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

② 概要

ア 職員の任用に関する権限の委任に関する規則

(施行日：公布日) ※3/6 予定

- ・採用選考の権限を各任命権者に委任する規定に一般職非常勤職員を追加する。

イ 職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

(施行日：公布日) ※3/6 予定

- ・一般職非常勤職員に係る選考方法及び選考請求手続の規定を削除する。
- ・その他所要の改正を行う。

【質疑】

事務局

もともと、地公法第22条の臨時的任用職員として採用していたものであり、そのときは委任していたもの。今回の非常勤も同様に臨時的なものであるが、平成19年に一般職化したときには、少し様子を見ようということで権限を残していた。2年ほど様子を見てほしい定着してきたので権限を委任して、結果だけを受け取るようにしてはどうかということで整理した。事務的にもかなり負担になっていたことは事実。

委員

「能力実証」と「定型的な選考」となっているが、その内容はどのようなものか。能力についての実証面は、人事委員会が入っても入らなくてもそれほど変わらないと思うが、不公正な採用にならないかということだけは気をつけておいた方がいいのでは。

事務局

事務の場合は教養試験、適性試験など一般的な公務員としての対応力を見ている。

委員  
成績順に合格としているのか。

事務局  
試験のレベル的には正職員の採用試験より低いですが、教養試験、作文試験、適性試験、面接等を必要に応じて課しており、成績順によっている。透明性はかなり確保していると思う。

委員  
職員の採用試験でも人物試験で逆転することがある。仕組みの上では仕方ないと思うが、各任命権者に任せるとしても公平性・透明性はきちんと確保しておいてほしい。

事務局  
人事委員会事務局の職員も面接に関わったりするので、気をつけておきたい。

委員  
了解した。

(6) 議案第6号  
条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成21年2月議会に提出された条例の一部改正案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

議案第38号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

① 改正理由

株式会社智頭急行（特定法人）への職員派遣を取りやめること及び職員を派遣することができる公益的法人の一部が合併することに伴い、所要の改正を行うもの。

※特定法人とは（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項）地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの。

・・・現行条例では智頭急行株式会社のみを規定

② 概要

ア 平成21年4月から智頭急行株式会社への職員派遣を取りやめることに伴い、特定法人への職員派遣に関する規定を削除する。

イ 財団法人部落解放研究所と社団法人人権文化センターが合併し、社団法人人権文化センターに一本化されることに伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から財団法人鳥取県部落解放研究所を削る。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

③ 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

④ 条例案に対する人事委員会の判断

職務上必要な派遣先の整理に伴う改正であり、異議はない。

**議案第39号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について**

① 改正理由

ア 平成19年に結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合されたことにより、結核の予防等の施策に関する規定が整備され、結核についても発生の状況、動向及び原因の調査（以下「発生時調査」という。）並びに入院勧告を行うこととなった。

イ 結核患者等に対して行う業務のうち、発生時調査及び入院勧告の業務は特に危険性が高いため、これを防疫等業務手当の対象とするもの。

② 概要

保健所に勤務する保健師が結核患者に対する発生時調査又は入院勧告の業務に従事した場合に、1日につき300円の防疫等業務手当を支給する。

③ 施行期日

平成21年4月1日

④ 条例案に対する人事委員会の判断

平成19年度行政監査結果報告書（特殊勤務手当の支給に関する事務）において意見が付されたものについて、適正化を図るために見直すものであり、異議はない。

**議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について**

① 改正理由

平成21年4月1日から職員の勤務時間が改定されることに伴い所要の改正を行うもの。

② 概要

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

教員特殊業務手当の支給対象について定めた規定中、休日等に当たる日以外の日の要件を正規の勤務時間が3時間45分又は4時間（現行 4時間）である日とする。

イ 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間の2分の1（現行 20時間）を超えない範囲内の時間とし、5分（現行 30分）を単位として行う者とする。

ウ 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例により短時間勤務する職員に係る当該短時間勤務の内容は、任命権者が別に定めることとする。

③ 施行期日

公布の日

④ 条例案に対する人事委員会の判断

勤務時間の短縮に伴う所要の改正であり、異議はない。

**【質 疑】**

事務局

最近、また結核がぶり返している状況もあるようだ。

委員

前回の委員会で議論していることでもあり、いいのではないかと。

(7) 議案第7号

平成20年(措)第2～第1, 156号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(8) 報告事項第1号

平成20年鳥取県職員採用試験(資格免許職(4回目)【保健師】)の第1次試験の実施状況について、事務局が説明した。

【説明】

① 受験者数等

職種	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	受験率 (C/B)	受験競争率 (C/A)
保健師	2名程度	7(6)名	5(5)名	71.4%	2.5倍

※表中の( )は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	3月1日(日)
	試験会場	鳥取県職員会館(県庁西町分庁舎)
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 ※論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格者発表	3月17日(火)(予定)
第2次試験	試験日	4月13日(月)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表	4月21日(火)(予定)

③ 採用予定時期

平成21年5月上旬

(9) 協議等事項

① 新職の設置について、事務局が説明した。

② 全人連役員会の会議資料及びその概要について、事務局が説明した。

【説明】

1 日時 平成21年2月10日(火) 14:30～17:15

2 場所 新宿ワシントンホテル

3 出席者 出席者名簿のとおり

4 内容

I 役員会に先立ち、公務員連絡会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの全人連への要請書提出及び受領

II 議事

(1) 開会挨拶(全人連 内田会長)

- (2) 協議事項1「平成21年度職種別民間給与実態調査に対する要望事項について」
- (3) 協議事項2「試験問題の公開要望にかかる全人連の対応について」
- (4) 報告事項「平成21年度役員会・総会等の日程について」
- (5) 情報提供 総務省「人事委員会における公民給与比較の反映のあり方に関する検討会」

### Ⅲ 平成21年度職種別民間給与実態調査に対する人事院への要望

- (1) 人事院吉田給与局長の挨拶
- (2) 全人連から人事院への要望説明（全人連事務局長）
- (3) 質疑応答
- (4) 人事院からの情報提供

③ 職員団体からの要請について、事務局が説明した。

## 【説明】

### 公務員連絡会地方公務員部会の要請書

- 1 地方公務員の生活を改善するための賃金水準を確保する勧告を行うこと。また、人事委員会は労働基本権の代償機関としての責任を果たすこと。
- 2 公民給与比較方法について、社会的に公正な仕組みとなるよう、抜本的に改善すること。また、一時金の公民比較は、月例給与と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うこと。
- 3 諸手当の改善については、地域の実情を踏まえつつ、職員団体との十分な交渉・協議に基づくこと。
- 4 地方公務員の標準的給与の確立に向けた取組みを行うこと。そのため、全国人事委員会連合会の体制・機能の強化をはかること。
- 5 非常勤・臨時採用職員の処遇改善に関する指針を示すこと。
- 6 公立学校教職員賃金の見直しに当たって、各人事委員会が参考としうるモデル給料表を作成する際には、関係労働組合との意見交換を行うこと。
- 7 年間総労働時間を早期に1,800時間程度に短縮するために、引き続き次の事項の実現に努めること。
  - (1) 実効ある男女共通の超過勤務規制のための積極的施策の推進
  - (2) 年次有給休暇取得の促進
  - (3) 労働時間短縮のための人員確保等の施策の構築
- 8 各種休暇制度を新設・拡充し、総合的な休業制度を確立すること。とくに、家族看護休暇およびリフレッシュ休暇、有給教育休暇（リカレント休暇）の新設、夏季休暇日数の拡大をはかること。
- 9 育児休業・介護休暇の男性取得の促進のための必要な措置を行うこと。
- 10 国家公務員の進捗状況を踏まえ、実効あるセクシュアルハラスメントの防止策を引き続き推進するため必要な措置を行うこと。
- 11 公務職場における障害者雇用の促進をはかるため、職場環境の整備を含め必要な措置を行うこと。
- 12 各人事委員会の勧告に向けた調査や作業に当たっては、職員団体との交渉・協議、合意に基づき進めること。

### 公務労組連絡会の要請書

- 1 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の給与水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して作業をおこなうこと。とりわけ、比較対象企業規模を100人以上にすること。
- 2 教員給与について、義務教育等教員特別手当削減の動向を考慮に入れ、文部科学省の勤務実態調査を踏まえた適切な給与水準を確保すること。
- 3 公務員総人件費削減のもとで増加している臨時・非常勤職員について、昨年8月に示された人事院の「指針」もふまえつつ、給与・労働条件の改善、均等待遇の実現、在職中の職員の雇用確保などにむけて必要な対策をおこなうこと。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年3月17日（火）午前10時00分から開催することとした。